

(件名)

シカゴ市及びイリノイ州クック郡による新型コロナウイルスの感染が拡大する地域からの移動に関する措置（対象州の変更23）

(ポイント)

3月23日、シカゴ市は緊急旅行命令を更新しました。オレンジ色は26州、黄色は23州、2地域（ワシントンD.C.、プエルトリコ準州）となります。前々回から新たに、COVID-19ワクチンの接種を完了し、症状がなく2週間以上経過している場合は、オレンジ色の対象州からシカゴに入域する場合も隔離を必要としないという規定が加えられました。シカゴ公衆衛生局の旅行命令に記載されている対象州を確認し、必要不可欠でない移動は避けてください。詳細は本文と関連リンクをご参照下さい。なお、シカゴ市においては、違反者は一日当たり100～500米ドル、最高7,000米ドルまでの罰金の対象となる旨規定されていますので、くれぐれもご注意ください。

(本文)

シカゴ市の緊急旅行命令は、各州における10万人当たりの新型コロナウイルス新規陽性者数やシカゴの状況との比較データを基に、オレンジ色と黄色の2色にリスト分けされています（但し、黄色リストからの旅行者は、特に検査や隔離の必要はありません）。前々回（2月26日発効分）から新たに、COVID-19ワクチンの接種を完了し、症状がなく2週間以上経過している場合は、オレンジ色の対象州からシカゴに入域する場合も隔離を必要としないという規定が加えられました。対象州からシカゴ市に入域する旅行者には下記の措置が適用されません。

また、クック郡については、シカゴ市の緊急旅行命令でオレンジ色に位置付けられた州を対象に、各対象州からクック郡郊外（Evanston、Oak Park、Skokie、Stickney Townshipを除く）に入域する者にはシカゴ市同様、到着72時間前までの陰性検査証明又は10日間の自主隔離が奨励されています。なお、クック郡については罰金に関する規定はありません。クック郡の旅行ガイダンスに関しては下記リンクをご参照ください。

<https://cookcountypublichealth.org/communicable-diseases/covid-19/covid-19-travel-guidance/>

さらに、クック郡郊外から除かれているEvanston、Oak Park、Skokie、Stickney Townshipについては、それぞれ管轄の公衆衛生・保健当局から同地域内の措置が発表される可能性がありますので、そちらをご確認ください。

1 発効日時：2021年3月26日（金）午前0時1分から

2 期間

・同旅行命令は次の通知があるまで有効です。

・対象州の見直しは、隔週の火曜日に行われ、その週の金曜日午前0時1分から有効となります。

3 2色の区分け基準：

(1) オレンジ色：7日間の移動平均で算出する、人口10万人当たりの新規陽性者数が15人以上の場合

(2) 黄色：7日間の移動平均で算出する、人口10万人当たりの新規陽性者数が15人未満の場合

※区分け基準に沿った対象州の更新は、2週間に一度行われます。

4 具体的な州の区分

(1) オレンジ色 (26州)

Alabama, Alaska, Colorado, Connecticut, Delaware, Florida, Georgia, Idaho, Massachusetts, Maine, Maryland, Michigan, Minnesota, Montana, New Hampshire, New Jersey, New York, North Carolina, Pennsylvania, Rhode Island, South Carolina, South Dakota, Tennessee, Vermont, Virginia, West Virginia

(2) 黄色 (23州, 2地域)

Arizona, Arkansas, California, Hawaii, Indiana, Iowa, Kansas, Kentucky, Louisiana, Mississippi, Missouri, Nebraska, Nevada, New Mexico, North Dakota, Ohio, Oklahoma, Oregon, Texas, Utah, Washington, Wisconsin, Wyoming, Puerto Rico, District of Columbia

5 シカゴ到着時及び到着後に要求される点

(1) オレンジ色リストの対象州からの旅行者：

・到着後10日間（またはシカゴ滞在期間のいずれか短い方の期間）の自主隔離を行うこと。但し、到着72時間前までの陰性検査証明を有している場合、又は、COVID-19ワクチン接種（2回接種が必要とされているワクチンについては、2回目の接種）から2週間以上経過していて症状がない場合、自主隔離は必要ない。

・旅行中はワクチン接種の記録を示す書類を携帯することが推奨される。

・シカゴ到着後は、厳格なマスク着用と社会的距離を維持すること。

(2) 黄色リストの対象州からの旅行者：

・特に検査や隔離の必要はないが、シカゴ到着後は、厳格なマスク着用と社会的距離を維持すること。

6 旅行アドバイス

(1) オレンジ色リスト：旅行（移動）を避ける。

(2) 黄色リスト：必要不可欠でない旅行（移動）（non-essential travel）を避ける。

7 同旅行命令の対象者：

下記の例外を除き、対象州からシカゴ市及びクック郡郊外に移動する全ての者

8 同旅行命令対象の例外

(1) CISA が定める「必要不可欠な仕事」に携わる者の出張

※「必要不可欠な仕事」に携わる者の出張の場合、雇用主からその必要性を証する書面が必要かつその書面を常に携帯しておく必要があります。また、体温や症状の計測を行い、業務に関係しない行動を避けるとともに、可能な限り公共の場を避け、公共の場に出なければならぬ場合はマスクの着用や社会的距離等の確保が求められます。

※「必要不可欠な仕事」に携わる者が仕事以外で該当する対象州からシカゴへ入域する場合は、自主隔離の対象となり、この例外の対象とはなりません。

(2) 医療行為を受けるための旅行、共同親権により子供を養育するための旅行

(3) 通学のため対象州からシカゴに入域する学生

※通学する学生も、必要不可欠な労働者と同様のガイダンスに従う必要があります。必要不可欠でない人との接触を避け、活動は学校に関連した活動や機能に限定し、公共の場所はできる限り避けてください。

9 罰金

シカゴ市においては、違反者は一日当たり100～500米ドル、最高7,000米ドルまでの罰金の対象となります。

※イリノイ州クック郡においては罰金に関する規定はありません。

○CISAが定める「必要不可欠な仕事」の定義は下記リンクを参照ください。

<https://www.cisa.gov/critical-infrastructure-sectors>

○シカゴ市の緊急旅行命令 (Emergency Travel Order) と対象州リストについては下記リンクを参照ください。

<https://www.chicago.gov/city/en/sites/covid-19/home/emergency-travel-order.html>

https://www.chicago.gov/content/dam/city/sites/covid/documents/Travel_Restriction_Order_States.pdf

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: ryojil@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。